

当別町 P P A 方式による太陽光発電設備導入事業に係る公募型プロポーザル参加表明書に関する質問への回答

NO	質問事項の内容	回答内容
1	共同事業者である小売電気事業者が道内に事業所がないことと、実際の施工・保守・管理などを行うのは道内企業の弊社であり資格を満たしているため代表となってよいでしょうか。	代表となることで問題ありません。
2	共同事業者である弊社において太陽光発電設備の設置実績があれば資格を満たすという認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。
3	入札を行う弊社としてPPAによる再エネ設備設置実績はないが、参加可能でしょうか。（共同事業を行う〇〇株式会社は実績がございます。）	本事業において、事業を行う者に対し求めている資格要件になりますので、共同事業者となる〇〇株式会社様実績があるのであれば、参加可能です。
4	概要調書のPPA実績記入欄について、「発注者」や「事業費」について、秘密保持の観点から記載が難しい場合、空欄での提出でも可能でしょうか。	空欄の提出でも可能です。
5	道内に本社または事業所等を有する法人であること、とありますが、当社は事業本部制を採用しており、当該業務を遂行する事業部としては事業所等を有しておりません。当社の他事業部の事業所等は有しておりますが、この場合は参加資格を有すると判断してもよろしいのでしょうか。	参加資格を有すると判断して、問題ありません。
6	民間を含めたPPA方式による再生可能エネルギー設備の設置実績、とありますが、グループ会社としての実績でも良いのでしょうか。	御社が事業実施のために、立ち上げた会社等の実績は、本事業のための実績として捉えて、問題ありません。
7	共同事業者として参加表明する場合に提出する協定書等にはどのような内容が具備されていればよろしいでしょうか。	事業期間内において、共同で事業を実施する旨の記載が具備されていれば、問題ありません。
8	弊社は、PPA発電事業者とする別会社と協力して本プロポーザルへ参加することを検討しておりますが、参加表明書の提出期限までに協定書締結が完了しない可能性があります。その場合に、弊社単独で参加表明書の提出を行い、参加表明書の提出期限以降に、共同申請者とする参加表明書の変更を申し出ることが可能でしょうか。参加表明書の変更を申し出ることが可能な場合、申し出の期日はいつまででしょうか。	参加表明書の提出期限以降に、共同申請者とする参加表明書の変更を申し出ることにはできません。